

エスペランサ SC サポーターズクラブ規約

第1条 目的

1. オルテガ株式会社エスペランサ SC トップチーム（以下当社）の活動を支援し、地域におけるスポーツの健全な発展により、地域の活性化、子どもたちの夢を実現する場、健全なる人材育成を図る事を目的とします。

第2条 名称

1. 名称をエスペランサ SC サポーターズクラブ（以下本クラブ）とします。

第3条 会員資格

1. エスペランサ SC トップチームの活動を支援し、目的に共感・支援する方とします。
2. サポーターズクラブへの入会申込を行い、年会費を納入した方とします。

第4条 会員種類

1. 会員種類は以下の通り。
 - ・一般会員
 - ・継続会員
 - ・家族会員

第5条 会費

1. 会費は年会費とし一般会員 1万円、継続会員 8千円、家族会員1名追加毎に1千円とします。
2. 会費は、所定の銀行口座への振込か現金にて支払う事とします。なおエスペランサ・スポーツクラブスクール会員は引落による支払いも可能とします。
3. 一度納入された年会費は、退会など理由の如何を問わず一切の返却をいたしません。
4. 年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は会員の負担とします。

第6条 入会申込手続き

1. 所定のウェブフォームか申込書を提出し、会費の支払い確認ができた時点で会員資格を有します。
2. 18歳未満の未成年に関しては、保護者の同意を必要とします。

第7条 会員証

1. 入会承認された本クラブ会員には会員証を発行します。発行の際、当社が会員ごとに会員番号を設定します。会員が当該会員番号を選択することはできません。
2. 会員は会員証を他人に貸与または譲渡することはできません。
3. 会員証の紛失、盗難等による紛失の場合、再発行手数料1千円をご負担いただくことにより、会員証を再発行します。再発行の場合、会員番号が変更されます。
4. 会員証は退会時に返却しなければなりません。

第8条 会員資格の有効期間

1. 会員資格の有効期間は、対象年度の4月1日から翌年3月末までとします。

第9条 会員資格の更新

1. 会員資格の更新は、当社より案内される通知からお申し込みを行うことにより、更新が可能となります。
2. 新年度のお申し込みをされない場合は、前条の有効期間満了日にて会員資格の停止となります。

第10条 退会について

1. 退会は会員本人、代理人（保護者または本人死亡時の相続人）の申告により随時することができます。退会と同時にその諸権利は失われているものとします。会員が取得した会員証は、直ちに当社へ返却するものとします。

第11条 会員の住所変更などの内容変更

1. 会員は申込情報に変更があった場合、速やかにエスペランサ SC サポーターズ事務局に連絡することとします。

第12条 会員資格の喪失

会員は、次のいずれかに該当する場合、直ちに会員資格を喪失します。

- 1-1 本規約に違反した場合。
- 1-2 虚偽やなりすましによる申請が発覚した場合。
- 1-3 当社及び本クラブの活動・目的に妨げとなる行為があったと判断された場合。

第13条 サービスの授受

1. 会員は、本クラブが定めるサービスを利用できます。
2. 会員は、本クラブ協賛企業におけるサービスが利用できます。
3. 会員は、郵送・電子メールなどでのサービス及び資料を受け取ることができます。

第14条 会員情報の取り扱い

1. 会員の個人情報を適切な管理で保護します。
2. 会員の個人情報は法律に基づく官公庁からの開示請求を除き、会員の同意を得ないで第三者（当社が当社に関連する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

第15条 問い合わせ先

1. 本規約についてのお問い合わせ、また本規約に基づく通知等の宛先は、次の通りとします。
〒247-0024 横浜市栄区野七里 1-38-6 オルテガ株式会社 エスペランサ SC サポーターズクラブ事務局
TEL: 045-897-4009 ホームページ: <http://esperanza-sc.com> Eメール: supporters@esperanza-sc.com

第16条 規約の範囲

1. 会員は、入会申込の時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなされます。

第17条 規約の改定

1. 本クラブは本規約を必要の都度、変更・改定・追加することができることとします。
2. 本規約は2017年1月1日から施行。
3. 2017年11月15日改定。第4条1項(家族会員)および第5条1項(家族会員1名追加毎に1千円)を追記。第8条1項(有効期間4月1日から3月末まで)に変更。